

## (様式例 7)

## 修了評価の方法

○筆記試験	
評価方法	<p>【出題範囲】 「2 介護における尊厳の保持・自立支援」から「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」とする。</p> <p>【出題形式】 五肢択一形式及び記述形式</p> <p>【出題数（配点）及び試験時間】</p> <p>「2 介護における尊厳の保持・自立支援」…5問（10点）      「3 介護の基本」…5問（10点）      「4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携」…5問（10点）      「5 介護におけるコミュニケーション技術」…5問（10点）      「6 老化の理解」…5問（10点）      「7 認知症の理解」…5問（10点）      「8 障害の理解」…5問（10点）      「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」…15問（30点）  <u>合計50問（100点）、60分</u>【出題範囲】</p>
○演習	
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」を、1介護者の健康管理（2項目）、2寝具の整え方（2項目）、3健康状態の把握（1項目）、4衣服着脱の介護（3項目）、5移乗・移動の介護（11項目）、6食事の介護（3項目）、7入浴の介護（3項目）、8排泄の介護（2項目）の8動作（27項目）の手順に分けた「介護技術チェックシート」（別添のとおり）を用い講師が客観評価する。</li> <li>「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」以外の科目における演習評価については、取組みの基本姿勢や発言内容、知識の習得度合等を、演習の場で講師が適宜チェックを行う</li> </ul>
○実習	
評価方法	実習は実施しない
○最終評価	
評価方法	<p>以下のすべてを満たした場合、認定基準に達したものとする。</p> <p>○筆記試験：70点以上      ○演習：①7項目以上で技術習得が確認できたもの                ②レベル7以上に達したもの</p>
基準に満たない場合の取扱い	
<p>【結果の通知方法】      筆記試験終了後7日以内に、受講者に対し郵送にて個別通知する。</p> <p>【再試験の実施方法及び評価方法】      ○筆記試験については、基準に達しない項目について担当講師が個別指導を行い、補講終了後、再度筆記試験を行う。（試験問題は、補講終了者用に別途作成。）      ※補講料金1,500円      ○演習については、基準に達しない項目について担当講師が概ね習得した（7割を基準とする）と認められるまで繰り返し演習を行うこととし、チェックリストを用いず、可否による判定とする。      ○実習については、原則として同じ実習先にて行うこととし、「実習レポート」の内容から理解度が7割以上に達したと担当講師が認める場合は、基準を満たしたと判定する。【結果の通知方法】</p>	

※筆記試験の評価方法は、出題範囲、出題形式、出題数（配点）及び試験時間を記載すること。

※演習及び実習（実施する場合）の評価方法は、各事業者において適宜定める方法を記載すること。

※最終評価は、総合評価（認定基準：7割以上）の判定基準を記載すること。

※基準に満たない場合の取扱いは、結果の通知方法、再試験の実施方法及び評価方法について詳細を記載すること。